

改正

昭和46年3月30日条例第6号
昭和46年6月25日条例第19号
昭和47年3月25日条例第11号
昭和47年12月28日条例第39号
昭和48年3月30日条例第1号
昭和49年3月30日条例第3号
昭和50年3月25日条例第3号
昭和50年9月30日条例第34号
昭和52年3月25日条例第13号
昭和53年3月28日条例第6号
昭和54年3月27日条例第4号
昭和56年3月30日条例第19号
昭和56年3月30日条例第26号
昭和56年6月30日条例第31号
昭和57年6月28日条例第17号
昭和58年1月28日条例第1号
昭和58年6月25日条例第19号
昭和59年9月26日条例第25号
昭和62年3月27日条例第7号
平成2年3月23日条例第4号
平成4年12月24日条例第26号
平成6年10月14日条例第19号
平成7年3月31日条例第9号
平成8年6月24日条例第15号
平成10年3月30日条例第9号
平成13年3月28日条例第10号
平成15年3月18日条例第4号
平成17年3月25日条例第35号
平成18年3月28日条例第14号
平成20年3月26日条例第9号
平成20年6月26日条例第20号
平成20年12月26日条例第35号
平成22年3月29日条例第4号
平成24年3月22日条例第10号
平成24年6月26日条例第21号
平成25年3月25日条例第7号
平成26年9月19日条例第50号
平成27年3月27日条例第9号
平成29年9月28日条例第24号

塩尻市福祉医療費給付金条例

(目的)

第1条 この条例は、心身障害者、乳幼児等、母子家庭の母子等及び父子家庭の父子の健康の保持及び生活の安定に資するため、福祉医療費給付金（以下「給付金」という。）を支給し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。

- ア 健康保険法（大正11年法律第70号）
- イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- ウ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- オ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- カ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

- (2) 保護者 給付金の支給を受けることのできる者（以下「受給資格者」という。）の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、兄弟姉妹、祖父母又はその他の親族（親族ではないが、事実上親族と同様の事情にある者を含む。）をいう。
- (3) 保険医療機関等 医療保険各法の規定による被保険者、組合員及び被扶養者（以下「被保険者等」という。）並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定に基づく医療等を受けられる者（以下「後期高齢者医療被保険者」という。）に対する療養の給付等を取り扱うことができる病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション等をいう。
- (4) 協力医療機関等 前号の保険医療機関等のうち、受給資格者が提示する、別に定める福祉医療費受給者証（以下「受給者証」という。）により受給者資格を確認した者の療養の給付等に要した費用等の情報を長野県国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金長野支部（以下「国保連等」という。）が定める方法により国保連等へ提供する事務を実施するものをいう。
- (5) 診療報酬明細書等 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号）の規定に基づく診療報酬明細書及び調剤報酬明細書、訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（平成4年厚生省令第5号）の規定に基づく訪問看護療養費明細書並びに医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定に基づく療養費又は医療費に係る支給申請書（柔道整復師の施術料に係るものを含み、療養の給付等に付随するものを除く。）をいう。

（受給資格者の範囲）

第3条 受給資格者の範囲は、次の各号のいずれかに該当する者で、医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定に基づく療養の給付等を受けることができるものとする。

- (1) 本市の区域内に住所を有する者（本市の区域内に居住している者で、特別の事情によりその者が住所を有することができないことについて市長が特に認めるものを含む。）
 - (2) 本市の区域外に所在する特定施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項並びに附則第4条、第18条第1項及び第2項に規定する特定施設をいう。以下同じ。）に入所する心身障害者のうち、同法第19条第3項の規定により市長が支給決定を行うもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、受給資格者となることができない。
- (1) 特定施設に入所する心身障害者のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第3項の規定により本市以外の市町村長が支給決定を行うもの
 - (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づく保護を受けている者
 - (3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者
 - (4) 後期高齢者医療被保険者（次条第1号に規定する心身障害者を除く。）

（受給資格の種別及び要件）

第4条 受給資格の種別及びその要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 心身障害者 次のいずれかに該当する者で、所得に関し別に定める要件に該当するもの。
ただし、出生の日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、当該要件は、適用しない。
- ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（以下「身体障害者手帳交付者」という。）のうち、障害の程度が3級以上に該当するもの又は障害の程度が4級に該当し、かつ、前年分の所得税（1月から7月までの間に療養の給付等を受けた場合にあつては、前々年分の所得税）が課せられていないもの（当該所得税の額を計算する場合における所得税法（昭和40年法律第33号）第84条に規定する扶養控除の額については、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条の規定による改正前の所得税法の規定により計算する。）
 - イ 20歳以上の身体障害者手帳交付者のうち、障害の程度が4級以下に該当し、かつ、日常生活において常時介護を必要とする状態にあるもの
 - ウ 療育手帳交付要綱（昭和50年長野県告示第192号）の規定に基づき療育手帳の交付を受けた者
 - エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - オ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第2条第1項に規定する障害児
 - カ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けた者のうち、障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2に掲げる特別項症から第四項症までに該当するもの
 - キ 65歳以上の者で、国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表に定める程度の障害の状態にあるもの
- (2) 乳幼児等 出生の日から満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
- (3) 母子家庭の母子等 次のいずれかに該当する者で、所得に関し別に定める要件に該当するもの
- ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子であつて、現に18歳未満の児童又は18歳以上20歳未満で高等学校その他市長が認める施設に在学若しくは在校中の者（以下「18歳未満の児童等」という。）を扶養するもの
 - イ アに掲げる者に扶養されている18歳未満の児童等
 - ウ 母子及び父子並びに寡婦福祉法附則第3条に規定する父母のない児童のうち、18歳未満の児童等
- (4) 父子家庭の父子 次のいずれかに該当する者で、所得に関し別に定める要件に該当するもの
- ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子であつて、現に18歳未満の児童等を扶養するもの
 - イ アに掲げる者に扶養されている18歳未満の児童等
（受給資格の取得又は更新申請等）
- 第5条** 前条に規定する受給資格を取得若しくは更新しようとする者又はその保護者は、市長に申請するものとする。ただし、市長が特に認める場合にあつては、この限りでない。
（受給資格の選択）
- 第6条** 受給資格者は、受給資格に重複して対象となる場合にあつては、そのいずれかを選択しなければならない。
（受給資格の得喪の時期）
- 第7条** 受給資格の得喪の時期は、次に定めるところによる。
- (1) 取得の時期 受給資格者は、第4条に規定する受給資格の要件等（以下「受給資格要件等」という。）に該当することになった日の属する月の初日から、その受給資格を取得する。ただし、本市の区域内に住所を有するに至ったこと又は生活保護法の規定に基づく医療に関する給付等を受けることができなくなったことにより受給資格要件等に該当することになったときは、その事実が発生した日から、その受給資格を取得する。

(2) 喪失の時期 受給資格者は、受給資格要件等を欠くことになった日の属する月の翌月の初日から、その受給資格を喪失する。ただし、本市の区域内に住所を有しなくなったことにより受給資格要件等を欠くことになったときは、その事実が発生した日の翌日から、生活保護法の規定に基づく医療に関する給付等を受けることができるようになったこと又はこの条例による他の受給資格を取得したことにより受給資格要件等を欠くことになったときは、その事実が発生した日から、その受給資格を喪失する。

2 前項第2号の規定にかかわらず、受給資格者が本市の区域内に住所を有しなくなった日に他の市町村又は特別区の区域内に住所を有するに至ったときは、その事実が発生した日から、その受給資格を喪失する。

(受給者証の提示)

第8条 受給資格者は、協力医療機関等で療養の給付等を受けようとするときは、その都度医療保険各法に規定する被保険者等又は後期高齢者医療被保険者であることを証する書面（以下「被保険者証等」という。）とともに受給者証を提示しなければならない。

(給付金の支給)

第9条 市長は、受給資格者が医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定に基づく保険給付の対象となる療養の給付等を受けた場合に、医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定に基づき算定した当該療養の給付等に要した費用の額から次に掲げる額を控除した額を給付金として支給する。

(1) 医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定に基づき保険者、共済組合又は後期高齢者医療広域連合（高齢者医療確保法第48条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。）が負担する額

(2) 医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定に基づく入院時の食事療養費及び生活療養費に係る標準負担額

(3) 医療保険各法（国民健康保険法を除く。以下この号において同じ。）の被保険者等に係るものにあつては、医療保険各法の規定に基づき、保険者又は共済組合の規約、定款、運営規則等に医療保険各法に規定する保険給付に併せてこれに準ずる給付を行う旨の定めがあるときは、現に給付を受けるか否かにかかわらず、その規定に基づき給付を受けることのできる額

(4) 国民健康保険法の被保険者に係るものにあつては、同法第43条又は第58条第2項の規定による条例又は規約の定めるところにより、一部負担金の割合が減ぜられ又はその他の保険給付（疾病及び負傷の療養に係るものに限る。）を受けることができるときは、これらに相当する額

(5) 高齢者医療確保法の後期高齢者医療被保険者に係るものにあつては、高齢者医療確保法第86条第2項の規定による条例の定めるところにより、その他の後期高齢者医療給付（疾病及び負傷の療養に係るものに限る。）を受けることができるときは、これらに相当する額

(6) 他の法令等の規定に基づき国又は地方公共団体の負担において行われる医療に関する給付その他これに類するものとして別に定める給付を受けることができるときは、その額

(7) 医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定に基づく療養の給付等に要する費用の請求のために保険医療機関等又は被保険者等が作成した診療報酬明細書等ごとに別に定める額

2 出生の日から満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある受給資格者が協力医療機関等において療養の給付等を受けたときは、市長は、当該受給資格者に支給すべき給付金（柔道整復に係る療養の給付等に係るものを除く。）を、当該協力医療機関等に支払うことができる。

3 前項の規定による支払があつたときは、当該受給資格者に対し給付金の支給があつたものとみなす。

(給付金の支給申請等)

第10条 給付金の支給を受けようとする受給資格者又はその保護者は、市長に申請するものとする。

2 受給資格者又はその保護者は、医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定に基づく療養の給付等を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して1年を超えた場合については、前項の支給申請をすることができない。

3 第1項の場合において、受給資格者が第8条の規定により協力医療機関等で被保険者証等とともに受給者証を提示して療養の給付等を受けたときは、当該協力医療機関等から提供される情報に基づき、国保連等から市長に当該療養の給付等に係る費用額その他給付金の額の算定に必要な

事項が通知されたことをもって、受給資格者から市長に給付金の支給申請があったものとみなす。

- 4 受給資格者は、医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定により被保険者等又は後期高齢者医療被保険者が療養の給付等を受けたときに保険医療機関等で支払うこととされている一部負担金等を支払った後でなければ、第1項の支給申請をすることができない。ただし、受給資格者が出生の日から満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であって、かつ、前項の規定の適用を受ける場合にあっては、この限りでない。

(支給決定)

第11条 市長は、前条第1項の支給申請があったときは、これを審査して支給の可否を決定する。

(給付金の支給制限及び返還)

第12条 市長は、給付金の支給対象である受給資格者の疾病又は負傷が第三者の行為によってなされ、かつ、当該第三者によって医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定に基づく療養の給付等に要した費用に相当する損害賠償の弁済を受けたときは、その弁済額の限度において、給付金の全部若しくは一部を支給せず、又は既にその者に支給した給付金の全部若しくは一部に相当する額を返還させることができる。

- 2 市長は、偽りその他不正な手段により給付金の支給を受けた者があるときは、既にその者に支給した給付金の全部又は一部に相当する額を返還させることができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和45年6月1日以降に支給事由の生じた特別給付金から適用する。

(檜川村の編入に伴う経過措置)

- 2 檜川村の編入の日(以下「編入日」という。)前に、檜川村福祉医療費給付金条例(平成15年檜川村条例第19号。以下「檜川村条例」という。)の規定によりなされた認定、請求その他の行為は、この条例の規定によりなされたものとみなす。
- 3 編入日前に給付事由の生じた旧檜川村の区域の受給資格者に係る医療費の給付については、檜川村条例の例による。

附 則(昭和46年3月30日条例第6号)

- 1 この条例は、昭和46年4月1日から施行する。
- 2 改正後の塩尻市老人医療費特別給付金条例第3条の規定による支給対象者の年齢は、昭和46年4月1日以後に支給事由の生じた特別給付金から適用し、同日前に支給事由の生じた支給対象者の年齢については、なお従前の例による。

附 則(昭和46年6月25日条例第19号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和46年7月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の塩尻市老人医療費特別給付金条例第3条及び第4条の規定にかかわらず、この条例の施行前における受給資格の取得及び支給事由の生じた特別給付金の支給については、なお従前の例による。

附 則(昭和47年3月25日条例第11号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和47年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の塩尻市医療費特別給付金条例の規定は、昭和47年4月1日以後に支給事由の生じた特別給付金から適用し、同日前に支給事由の生じた特別給付金については、なお従前の例による。

附 則(昭和47年12月28日条例第39号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和48年1月1日から施行する。
- (経過措置)

2 改正後の塩尻市医療費特別給付金条例第4条の規定にかかわらず、昭和47年12月31日までに支給事由の生じた特別給付金については、なお従前の例による。

附 則（昭和48年3月30日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日以降に支給事由の生じた乳幼児及びねたきり老人に係る特別給付金から適用する。

附 則（昭和49年3月30日条例第3号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の塩尻市医療費特別給付金条例の規定は、昭和49年4月1日以後に支給事由の生じた特別給付金から適用し、同日前に支給事由の生じた特別給付金については、なお従前の例による。

附 則（昭和50年3月25日条例第3号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の塩尻市医療費特別給付金条例の規定は、昭和50年4月1日以後に支給事由の生じた特別給付金から適用し、同日前に支給事由の生じた特別給付金については、なお従前の例による。

附 則（昭和50年9月30日条例第34号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和50年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の塩尻市医療費特別給付金条例の規定は、昭和50年10月1日以後に支給事由の生じた特別給付金から適用し、同日前に支給事由の生じた特別給付金については、なお従前の例による。

附 則（昭和52年3月25日条例第13号）

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年3月28日条例第6号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の塩尻市医療費特別給付金条例の規定は、昭和53年4月1日以後に支給事由の生じた特別給付金から適用し、同日前に支給事由の生じた特別給付金については、なお従前の例による。

附 則（昭和54年3月27日条例第4号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の塩尻市医療費特別給付金条例の規定は、昭和54年4月1日以後に支給事由の生じた特別給付金から適用し、同日前に支給事由の生じた特別給付金については、なお従前の例による。

附 則（昭和56年3月30日条例第19号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の塩尻市医療費特別給付金条例の規定は、昭和56年4月1日以後に支給事由の生じた特別給付金から適用し、同日前に支給事由の生じた特別給付金については、なお従前の例による。

附 則（昭和56年3月30日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年6月30日条例第31号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和56年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の塩尻市医療費特別給付金条例第3条第1項の規定は、昭和56年7月1日以後に支給事由の生じた特別給付金から適用し、同日前に支給事由の生じた特別給付金については、なお従前の例による。

附 則 (昭和57年6月28日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則 (昭和58年1月28日条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の塩尻市医療費特別給付金条例第3条及び第4条の規定は、昭和58年2月1日以後に支給事由の生じた特別給付金から適用し、同日前に支給事由の生じた特別給付金については、なお従前の例による。

附 則 (昭和58年6月25日条例第19号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和58年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の塩尻市医療費特別給付金条例の規定は、昭和58年7月1日以後に支給事由の生じた特別給付金から適用し、同日前に支給事由の生じた特別給付金については、なお従前の例による。
- 3 昭和58年6月30日において改正前の塩尻市医療費特別給付金条例第3条第1項に規定する寡婦等に該当し、昭和58年7月1日以後も引き続き該当している者については、なお従前の例による。

附 則 (昭和59年9月26日条例第25号)

- 1 この条例は、健康保険法等の一部を改正する法律(昭和59年法律第77号。附則第1条中ただし書に規定する部分を除く。)の施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の塩尻市医療費特別給付金条例の規定は、施行日以後に支給事由の生じた特別給付金から適用し、同日前に支給事由の生じた特別給付金については、なお従前の例による。

附 則 (昭和62年3月27日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成2年3月23日条例第4号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の塩尻市医療費特別給付金条例の規定は、平成2年4月1日以後に取得又は更新した受給資格及び支給事由の生じた特別給付金から適用し、同日前に取得又は更新した受給資格及び支給事由の生じた特別給付金については、なお従前の例による。

附 則 (平成4年12月24日条例第26号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年10月14日条例第19号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の塩尻市医療費特別給付金条例の規定は、平成6年10月1日以後の入院に基づく特別給付金の支給について適用し、同日前の入院に基づく特別給付金の支給については、なお従前の例による。

附 則 (平成7年3月31日条例第9号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の塩尻市医療費特別給付金条例の規定は、平成7年4月1日以後に支給事由の生じた特別給付金から適用し、同日前に支給事由の生じた特別給付金については、なお従前の例による。

附 則 (平成8年6月24日条例第15号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成8年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の塩尻市医療費特別給付金条例の規定は、平成8年7月1日以後に支給事由の生じた特別給付金から適用し、同日前に支給事由の生じた特別給付金については、なお従前の例による。

附 則 (平成10年3月30日条例第9号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の塩尻市医療費特別給付金条例第4条第5号の規定は、平成10年4月1日以後に支給事由の生じた特別給付金から適用し、同日前に支給事由の生じた特別給付金については、なお従前の例による。

附 則 (平成13年3月28日条例第10号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の塩尻市医療費特別給付金条例第4条第5号の規定は、平成13年4月1日以後に支給事由の生じた特別給付金から適用し、同日前に支給事由の生じた特別給付金については、なお従前の例による。

附 則 (平成15年3月18日条例第4号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年7月1日から施行する。ただし、第4条第6号アの改正規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の塩尻市福祉医療費給付金条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の療養の給付等に係る給付金から適用し、施行日前に行われた療養の給付等に係る給付金の支給については、なお従前の例による。
- 3 施行日前において、現にこの条例による改正前の塩尻市医療費特別給付金条例第1条に規定する独り暮らし老人に該当するものとして塩尻市に受給者資格が登録されている者で、施行日以後も引き続き当該要件に該当している70歳未満のものについては、新条例第1条に規定する67歳以上70歳未満の老人とみなして、新条例の規定を適用する。
- 4 施行日から平成15年7月31日までに行われた療養の給付等に係る新条例の適用については、新条例第4条第1号中「市民税(4月から7月までの療養の給付等については、前年度分の市民税。以下同じ。)」とあるのは「市民税」と読み替えるものとする。

附 則 (平成17年3月25日条例第35号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月28日条例第14号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の塩尻市福祉医療費給付金条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われた療養の給付等について適用し、施行日前に行われた療養の給付等については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年3月26日条例第9号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定（特定施設に入所する心身障害者に関する部分に限る。）は、同年8月1日から施行する。

(特定施設に入所する心身障害者に関する規定の適用)

- 2 この条例による改正後の塩尻市福祉医療費給付金条例第3条の規定（特定施設に入所する心身障害者に関する部分に限る。）は、平成20年8月1日以後に行われる療養の給付等から適用する。

(経過措置)

- 3 平成20年3月31日において現にこの条例による改正前の塩尻市福祉医療費給付金条例（以下「旧条例」という。）第4条第1号に該当する者で同年4月1日以後も引き続き旧条例第4条第1号に該当するものについては、旧条例の規定は、なおその効力を有する。この場合において、平成21年4月1日以後も引き続き旧条例第4条第1号に該当する者に係る旧条例の適用については、旧条例第9条第1項第1号オ中「老人保健法第28条」とあるのは、「健康保険法第74条第1項第2号、同法第110条第2項第1号ハ及び健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第42条第3項第3号又は第5項第3号」とする。

附 則（平成20年6月26日条例第20号）

この条例は、平成20年8月1日から施行する。ただし、第2条第5号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年12月26日条例第35号）

この条例は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成22年3月29日条例第4号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の塩尻市福祉医療費給付金条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われた療養の給付等について適用し、施行日前に行われた療養の給付等については、なお従前の例による。
- 3 施行日前において、この条例による改正前の塩尻市福祉医療費給付金条例第4条に該当する者で、施行日以後も引き続き当該要件に該当するものに対する給付金の支給については、新条例第9条の規定にかかわらず、施行日から平成22年9月30日までの間に限り、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月22日条例第10号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の塩尻市福祉医療費給付金条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた療養の給付等について適用し、同日前に行われた療養の給付等については、なお従前の例による。

附 則（平成24年6月26日条例第21号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の塩尻市福祉医療費給付金条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた療養の給付等について適用し、同日前に行われた療養の給付等については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月25日条例第7号抄）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月19日条例第50号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の塩尻市福祉医療費給付金条例の規定は、この条例の施行の日以後に行

われる療養の給付等について適用し、同日前に行われた療養の給付等については、なお従前の例による。

附 則（平成27年 3 月27日 条例第 9 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の塩尻市福祉医療費給付金条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる療養の給付等について適用し、同日前に行われた療養の給付等については、なお従前の例による。

附 則（平成29年 9 月28日 条例第24号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年 8 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の塩尻市福祉医療費給付金条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に行われる療養の給付等について適用し、同日前に行われた療養の給付等については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 3 新条例の規定に基づく受給資格の取得又は更新の申請その他必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。